

## 役員規程

(目的)

第1条 この規程は、役員の会務、役員選考に関する事項を定めることを目的とする。

(役員会の会務分担)

第2条 役員は会務を分担する。

2 理事は、以下の会務を分担する。

会 長（定数1名）法人の代表、会務の総理

副会長（定数3名以内）企画・調整・統合

庶 務（定数2以内）組織管理・人事・会議・文書・設備・総会

国 際（定数1名）I F O R S等国際交流

研 究（定数2名以内）研究・教育・研究受託・研究発表会

編 集（定数2名以内）会誌・出版・広告

会 計（定数1名）会計

広 報（定数1名）ホームページの運営、広報活動

渉 外（定数1名）他学会・他学協会との連携

支 部（定数1名）支部活動、本部および支部相互の連携

無任所（定数3名以内）理事会の決定による職務を執行

3 監事は、法令に定める職務を執行する。

(会長候補者の選出)

第3条 会長候補を選出するため、会長候補者選考委員会を設ける。

2 会長候補者選考委員会は会長候補者選考委員をもって組織する。

3 会長候補者選考委員会に会長候補者選考委員長を置く。会長候補者選考委員長は会長候補者選考委員の互選による。

4 会長候補者選考委員の定員は13名とし、会長改選の3ヶ月前までに、理事から5名、名誉会員及び正会員から8名を理事会において選出する。

5 会長候補者選考委員の任期は会長就任時までとする。

(投票)

第4条 会長候補者選考委員会は候補者1名を選考し、書面により名誉会員および正会員の信任投票を求める。

2 有効投票の過半数の信任を得て候補者とする。

3 有効投票の過半数の信任が得られない場合は、会長候補者選考委員会において再度選考を行う。

(役員候補者の選定)

第5条 役員候補者は分担する会務ごとに、本人の同意に基づいて名誉会員または正会員5名以上によって推薦された者とする。

2 役員候補者は候補者名簿に登録する。同一人が複数の会務分担役員の候補者になることはできない。

3 候補者名簿にもとづき、名誉会員および正会員が分担ごとの定数連記、無記名投票を行なう。

4 得票数が同じ場合には年齢が高いものを選出する。

(総会、理事会決議)

第6条 役員の選出は、法令に従い定時総会の決議で行うものとし、会長の選出は、理事会の決議で行うものとする。

第7条 本章における選挙の管理は、監事の責任において行う。

第8条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(附則)

この規程は、2013年10月21日より施行する。